

全建労発第 67 号

令和 8 年 3 月 26 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

材料費等記載見積書における「子ども・子育て支援金」の取扱いについて
(周知依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 12 日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 49 号)が全面施行となり、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金等を記載した「材料費等記載見積書」の作成が努力義務として規定されたところです。

法定福利費の事業主負担分には、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料が含まれるところですが、今般、令和 8 年 4 月より「子ども・子育て支援金」が健康保険料とあわせて徴収されることを踏まえて、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課より別添の事務連絡のとおり、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、標準見積書に関する取組の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(担当：労働部 浜崎・吉田)